

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： サービス貿易等対外支払いに関する納税手続きの改革

中国では従来から厳重な外貨管理制度を敷いており、中国からの送金前に様々な税務証明書類の入手を求められていましたが、7月9日付「サービス貿易等項目の対外支払いの税務届出手続きに関する問題の公告」（国家税務総局・国家外貨管理局公告【2013】40号）（以下「40号公告」）の公布に伴い手続きが緩和されました。9月1日より施行されております。

今回は、40号公告の施行に伴う手続き緩和の内容及び留意点について記載します。

1. 従来の規制からの変更点

従来は「サービス貿易等の項目による対外支払いにおける税務証明届出に関連する問題についての通知」（滙發【2008】64号）により、サービス貿易等に関する3万米ドルを超える対外支払いについては、銀行から送金証明を受ける前に「サービス貿易、収益、経常移転及び一部資本項目の対外支払い税務証明」の取得が求められていました。

これに対し、40号公告では金額基準が5万米ドルと緩和されました。

また事前税務証明制度から、送金時には必要書類の提出で足りる税務届出制度へと変更され、送金手続きにかかる期間の短縮が見込まれます。

2. 国家税務機関への届出が必要となる取引

下表の金額規定に当てはまる項目の送金については届出が必要となります。

また、40号公告第3条により届出が不要な項目も明確化されました。

国家税務機関に届出手続きが必要な場合	
金額規定	1件あたり5万米ドル相当以上の送金（5万米ドル相当を含まない）
項目	① 専有権利使用及び特許、運輸、旅行、据付、労務請負、情報サービス等のサービス貿易収入
	② 国外個人の中国勤務報酬、配当金、担保費用、贈与、賠償、偶発所得などの収入
	③ ファイナンスリース料、不動産の譲渡収入、持分譲渡所得などのその他合法所得
国家税務機関に届出手続きが不要と明確にされた項目	
項目	国内機構において国外で発生した出張、会議、商品展示費用、国内機構の国外請負工事の工事費用、国内機構の国外で発生する輸出入貿易コミッション、保険料、賠償金などの費用

3. 届出に必要とされる書類

送金者は40号公告第2条において以下の書類を提出することが求められています。

- ① 社印押印済みの契約書或いは取引証憑のコピー
- ② サービス貿易等項目対外支払い税務届出表（国家税務総局の以下のHPより入手可能）

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12348611.html>



Grant Thornton

An instinct for growth™

4. 税務審査

税務届出制度へと移行された結果、税務上の審査が消滅したわけではありません。国家税務機関は届出表を受領してから15営業日以内に以下の項目の審査を行う旨、40号公告第8条に規定されています。

- ① 届出書の情報と実際の取引が一致しているか
- ② 関連規定に基づいて適切に納税が行われているか
- ③ 租税条約の優遇措置を申請した取引が、関連税務法規及び協定規定に合致しているか

お見逃しなく！

故意の分割により本規制逃れを図った場合、外貨管理条例39条（国务院令「2008」532号）による罰則の対象となることに留意が必要です。